

ID: 206

担当部署: 上下水道課

処分の概要	原状回復の指示		
例規名 根拠条項	大河原町下水道条例 第27条第2項		
例規番号	平成14年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第27条の規定による。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第27条 第24条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 管理者は、第24条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日